

第215回関東医学哲学・倫理学会

リベラル優生学における問題

－ 他者危害の原則の適用に関して－

近藤弘美

(お茶の水女子大学)

1

本発表の目的

- ・本発表においては、リベラル優生学の歴史と特徴を概説し、リベラル優生学を支持するニコラス・エイガーの議論を検討する。
- ・エイガーはエンハンスメント的要素をもつ生殖細胞系列の遺伝子操作も一部を除いては道徳的に許容されると論じる。
- ・本発表の目的は、エイガーの議論の問題点を指摘することである。

2

本発表の構成

- ・1.リベラル優生学について
- ・2.ニコラス・エイガーの議論
- ・3.エイガーの議論の検討

3

1.1. 現在の状況①

- ・リベラル優生学(Liberal Eugenics)
- ・個人の選択に基づく優生学的行為は道徳的に許容される。
(Ex.選択的中絶、着床前診断、遺伝子操作)
↑なぜこのような考えがでてきたのか？
- ・1990年代以降、ゲノム研究の進展や生殖医療技術の向上などの技術的革新によって、遺伝子操作の可能性がでてきたら。

4

1.2. 現在の状況②

〈法的見解〉

- ・生殖細胞系列の遺伝子操作は法的に禁止

〈技術的状況〉

- ・生殖細胞系列の遺伝子操作の技術的困難さ

⇒技術的問題が解決後、法的にどのように規定していくのが問題となる。その時、「生殖細胞系列の遺伝子操作が道徳的に許容されるのか」という問題は少なくとも道徳的問題として議論される。

5

1.3. 現在の状況③

〈道徳的見解〉

生殖細胞系列の遺伝子操作は、

- ①道徳的に許容される。
- ②道徳的に許容されない。

-
- ①個人の自己決定権は道徳的に許容される。
生殖細胞系列の遺伝子操作は個人の自己決定権である。
生殖細胞系列の遺伝子操作は道徳的に許容される。
 - ②生殖細胞系列の遺伝子操作は人間の本性を変えることである。
人間の本性を変えることは道徳的に許容されない。
生殖細胞系列の遺伝子操作は道徳的に許容されない。

6

1.4. 優生学

- 優生学(Eugenics)
- 人間の生得的形質を改善することを目指す学問分野もしくは立場。
 - ↑どのような考えが影響を与えたのか？
- ①マルサス主義、新マルサス主義:出生抑制、産児調整
- ②進化論的考え:ダーウィン『種の起源』(1859)、メンデル「遺伝の法則」の再発見(1900)
- ③社会的ダーウィニズム:自然淘汰を人間社会に適用

7

1.5. 歴史①

【イギリス】

- 1904年 第1回イギリス社会学会
フランシス・ゴルトン
『優生学-その定義、展望目的-』
⇒「優生学」=「ある人種の生得的質の改善に影響を及ぼすすべての要因を扱う学問であり、またその生得的質を最善の状態に導く学問」
- 1907年 イギリス優生教育協会設立
- 1913年 精神病法の成立

8

1.6. 歴史②

【アメリカ】

- 1910年 優生学記録局(ダヴェンポート)
- 1907年～1927年 32州が「断種法」を制定
- 対象者:精神薄弱者、犯罪者、梅毒患者など
- 1922年 アメリカ優生学会設立
- 1924年 移民法(Immigration Act of 1924)を制定

9

1.7. 歴史③

【ドイツ】

- 優生学⇒人種衛生学
- 1905年 人種衛生学会設立
- 1933年 「遺伝病子孫予防法」を制定
- 1935年 「遺伝病子孫予防改正法」を制定
- 1940年 「特別授権」発令
- 優生政策に人種差別政策が加わっていく

10

1.8. 歴史④

【フランス】

- 新ラマルク主義の影響と「育児学」
⇒獲得形質の遺伝説を基にした健康管理術
- 1913年 フランス優生学会設立
- 1919年 シャルル・リシエ『人間淘汰』
⇒消極的優生学
- 1920年以降 「社会衛生学」として発展

11

1.9. 優生学の種類

〈内容的区別〉

- 積極的優生学(positive eugenics)
 - 良い遺伝的性質を増やす
- 消極的優生学(negative eugenics)
 - 悪い遺伝的性質を減らす

〈歴史的区別〉

- 本流優生学(mainline eugenics)
 - 国家による強制的政策
- 修正優生学(reform eugenics)
 - 個人の自発的選択に基づく

12

1.10. リベラル優生学

- ・リベラル優生学
- ・優生学の1つであり、権威主義的な選択ではなく、個人の選択を重視する立場。
↑
(思想的背景)
- ・リベラルな社会的価値観の浸透
(リベラリズム)

13

1.11. リベラリズム

- ・リベラリズムに対する疑問
- ・Q:どんな自己決定も認められるのか?
- ・A:どんな決定も認められるわけではない。
- ・他者に危害を加えない限り認められるだけであって、全ての自己決定を認めているわけではない。(他者危害の原則)

14

1.12. 「自己決定の原理」

- ・J・S・ミル「自由の原理」⇒「自己決定の原理」
- 1.成人で判断能力のある者は、
- 2.身体、生命、財産を含む「自己のもの」に関して、
- 3.他者に危害を及ぼさない限り、
- 4.たとえその決定が当人にとっても不利益な結果をもたらそうとしても、
- 5.自己決定の権利をもつ。

15

2.1.ニコラス・エイガールの議論

- ・ニコラス・エイガー(Nicholas・Agar. 1963～)
- ・ウェリントン(NZ)のヴィクトリア大学に所属。
- ・著書『Humanity's End』『Liberal Eugenics』『Perfect Copy』など。
- ・<http://www.nicholasagar.com/>

16

2.2.エイガールの立場

- ・リベラル優生学を支持
- ・グラバー、ハリス、ストックらと共にリベラル優生学を擁護
- ・リベラル優生学は穏健(moderate)?
- トランスヒューマニスト 急進的立場
- リベラル優生学 穏健な立場
- 反リベラル優生学 保守的立場

17

2.3.エイガールの主張

- ・ヒト生殖細胞系列の遺伝子操作は基本的に許容される。
- ↓
- ・ヒト生殖細胞系列の遺伝子操作が子供のライフプランの選択を妨げない限り道徳的に許容される。
- (Agar.1998)

18

2.4. エイガールの議論①

- 道徳的イメージ法(Method of Moral Images)
 - case1・・・特徴a.b.c.←道徳的判斷X
 - case2・・・case1と同じ特徴←X
 - Consistency Argumentの一形態。
 - Ex.「感覚をもつ生物を殺してはダメ。」
 - キツネ狩り反対と薬の動物実験反対

19

2.5. エイガールの議論②

- 治療(Therapy)について
 - 既存の治療(義務)ー遺伝子治療(義務)
 - (課題)「病気」概念を明確化し、治療範囲を決定する。→どの遺伝子治療が義務になるのかを決める。
 - エンハンスメント的要素をもつ遺伝子操作を義務にしてしまうと、「生殖の自由」に抵触してしまう。義務より許容？

20

2.6. エイガールの議論③

- 人間性(Human Nature)について
 - HN: 人間の典型的特徴によって定義される。(フクヤマ)
 - ⇒ is-ought問題、統計的規範と道徳的規範の問題。
 - ⇒ フクヤマは上の定義の例外を認めている。
 - 典型的特徴を持たない≠道徳的に悪い
 - ex. 遺伝子の突然変異で通常以上の赤血球保持者
 - ↓ + Pragmatic Optimism
 - Nature Principle(NP)「もし私たちが未来の子供の染色体において所与の遺伝子の配列を変更しないことが許されるならば、私たちは遺伝子の配列を導入することも許される。」(Agar.2004)

21

2.7. エイガールの議論④

- 養育(Nurture)について
 - 養育・・・子供の能力や特性に影響を及ぼす(許容)
 - 遺伝子操作・・・同上(許容)
 - ⇒ 子供に影響を与える手段が異なるが、同じ結果を得ることができれば、道徳的判斷は同じ。
 - ↓
 - Nurture Principle「もし私たちが子供の環境を変えることである特性を生み出すことが許されるならば、その時、子供の染色体を変えることで同じ特性を生み出すことは許される。」(Agar.2004)

22

2.8. エイガールの議論⑤

- エイガールの主張
 - 養育と遺伝子操作の比較により、基本的に生殖細胞系列の遺伝子操作は道徳的に許容できる。
 - ↑
 - 許容できない遺伝子操作:
 - 子供のライフプランの選択を妨げるケース

23

2.9. エイガールの議論⑥

- 子供のライフプランを妨げる遺伝子操作
 - ex. 親の願望と子供の考えの不一致
 - ↑
 - 子供に危害を及ぼしている
 - ↑
 - 他者危害の原則により、許容できない

24

3.1. 問題点①

- ①生殖細胞系列の遺伝子操作に関して議論をする時に、他者危害の原則を適用できるのか。

⇒適用できない。

子供の可能性が未来にあり、現時点の親の価値観・科学的知識及び予測不可能な環境的变化などによって、どの遺伝子操作が子供のライフプランの選択を妨げないのかを決定できない。

25

3.2. 問題点①の解説

Ex1.社会的価値観の変化、環境の急激な変化、科学技術の向上など

⇒様々な要因によってどの遺伝子操作が子供のライフプランを妨げないのかを前もって決定できない

Ex2.親の期待と子供の希望の不一致

⇒子供のライフプランの好みを親が遺伝子操作をする際に知ることは不可能

26

3.3. 問題点②

- ②なぜ生殖細胞系列の遺伝子操作が道徳的に許容されると主張する時に他者危害の原則が適用できるケースと主張できるのか。

・他者に危害を加えないが、道徳的に許されるか微妙な例

Ex. 自殺をする権利、臓器売買、積極的安楽死、

⇒なぜ他者危害の原則による遺伝子操作の許容が上の例に入らないと言えるのか？

27

3.4. 問題点②の解説

・リベラル優生学の課題

・全ての他者危害の原則を適用した道徳的判断が認められているわけではない。

・他者危害の原則を適用していても道徳的に微妙なケースがある。(前スライド参照)

・なぜ遺伝子操作のケースが、他者危害の原則を適用しているが、道徳的に微妙なケースの例に入らないのかを説明する必要がある。

28

3.5. 問題点のまとめ

- 他者危害の原則を前提としたエイガールの議論は擁護できない。

①:現時点の親の判断によって、未来の子供のライフプランを妨げないような遺伝子操作を選択することは不可能であるため。

②:なぜ遺伝子操作に関する道徳的判断が他者危害の原則によって正当化されるのかを説明していないため。

29

参考文献

- Nicholas Agar (1998) "Liberal Eugenics" *Public Affair Quarterly* 12, pp. 137~155.
- (2004) 『Liberal Eugenics : In Defense of Human Enhancement』 Blackwell Publishing.
- 太田素子編(2006)『くいのちと家族』早稲田大学出版.
- 金森修(2005)『遺伝子改造』勁草書房.
- 桜井徹(2007)『リベラル優生主義と正義』ナカニシヤ出版.
- 廣野善幸編(2002)『生命科学の近現代史』勁草書房.
- F・フクヤマ(2002)『人間の終わりのバイオテクノロジーはなぜ危険か』ダイヤモンド社.
- 山崎喜代子編(2008)『生命の倫理2—優生学の時代を超えて』九州大学出版.
- 米本昌平他(2000)『優生学と人間社会』講談社.

30